



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県



神奈川県

平成30年12月19日
記者発表資料

神奈川県と株式会社横浜銀行は「SDGs推進協定」を締結しました！

SDGs未来都市である県では、SDGs(持続可能な開発目標)の推進に向けて、多様なステークホルダーと連携して取り組んでいます。

この度、本県と株式会社横浜銀行は、本日「SDGs推進に係る連携と協力に関する協定」を締結しましたのでお知らせします。この締結により、SDGsの推進に向けた連携事業に取り組むとともに、合同検討チームを立ち上げます。合同検討チームでは、SDGs推進に向けた社会的投資の促進策などの検討を進めるなど、地域経済の持続的な発展を目指します。なお、SDGs未来都市として、地域の金融機関と「SDGs推進に係る協定」を締結するのは、本県が全国で初めてとなります。

《具体的な連携事業》

- 中小企業等へのSDGsの普及啓発
 - ・取引先企業や市町村を対象とするSDGsセミナー等の開催 等
- SDGsに取り組む中小企業・団体への支援
 - ・「〈はまぎん〉SDGs私募債～未来へ～」の取扱開始 等
- 人生100歳時代における金融リテラシー向上への取組
 - ・シニア向け情報発信や子ども向け金融教育講座の開催 等
- SDGs推進に向けた合同検討チームの立ち上げ
(検討項目)
上記の連携事業の推進に加え、次の項目について検討する。
 - ・SDGs推進に向けた社会的投資の促進
 - ・地域活性化に向けたキャッシュレス社会の推進
 - ・「かながわプラごみゼロ宣言」の推進 等

(参考) SDGs未来都市

本年6月、国は全国でSDGs達成に向けた優れた取組を行う29自治体を「SDGs未来都市」として選定し、そのうち、特に先導的な10の取組を「自治体SDGsモデル事業」に選定しました。本県は「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」の両方に都道府県として唯一選定されました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標



(添付資料)

資料1 神奈川県と株式会社横浜銀行とのSDGs推進に係る連携と協力に関する協定

資料2 「くはまぎん」SDGs 私募債～未来へ～」にかかわる寄附先の団体一覧

問合せ先

神奈川県政策局政策部

政策調整担当課長 船山 電話 045-210-3051

神奈川県政策局政策部総合政策課

連携推進グループ 大橋 電話 045-210-3068

神奈川県と株式会社横浜銀行とのSDGs推進に係る連携と協力
に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社横浜銀行（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化するため、次のとおり連携と協力に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、SDGsの推進に向けて緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、県民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 中小企業等へのSDGsの普及啓発に関すること
 - (2) SDGsに取り組む中小企業等への支援に関すること
 - (3) 金融分野に係る教育に関すること
 - (4) その他県民サービスの向上・地域の活性化に関すること
- 2 前項各号に定める事項を推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。
- 3 第1項各号に定める事項を推進するに当たっては、甲及び乙は県内市町村との連携が図られるよう努めるものとする。

（協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

（期間）

第4条 協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から解約の申し出がない場合には、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等の処理)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年12月19日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治(自署)

乙 神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
株式会社横浜銀行
代表取締役頭取 大矢 恭好(自署)

【「くはまぎん」SDGs私募債～未来へ～」にかかわる寄附先の団体】

寄附先	かながわSDGs取組方針のテーマ (寄附対象)	使い道(予定)
公益財団法人 かながわ海岸美化財団	マイクロプラスチック問題への取組み   	・小中学生のビーチクリーンの社会貢献活動費 ・海岸清掃ボランティア団体への支援
公益社団法人 神奈川県シルバー人材センター連合会	地域コミュニティ機能の再生・強化   	・地域の高年齢者の就業機会の確保及び社会参加の増進を図るための事業に関する費用
公益財団法人 かながわ健康財団	健康寿命に向けた未病改善   	・がん予防に対する理解促進事業 ・がんの早期発見に関する事業
職業訓練法人 神奈川能力開発センター	ともに生きる社会づくり   	・知的障がい者の職業的自立を推進するための費用
公益財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)	エネルギーの地産地消   	・地球温暖化や資源の循環などの環境課題解決に向けた制度や仕組みづくりを研究するための費用